

職務内容書（理事長）

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

独立行政法人国立文化財機構（以下「機構」という。）は、博物館を設置して有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、文化財に関する調査及び研究等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図ることを目的とし、我が国の博物館及び文化財研究所に関するナショナルセンターとして、有形文化財（美術工芸品）の保護及び文化財に関する専門的又は技術的事項に関する調査研究等を実施しております。

今回の公募の対象である理事長は、機構（役職員約 390 名）を代表し、機構全体の運營業務を総理するとともに、国民的財産である文化財の保存と活用をより一層効率的かつ効果的に推進することが求められます。

そのため、文化財に関する高度な知識及び経験を有し、人格高潔で高い倫理観を持ち、リーダーシップを発揮して中期目標を達成するための計画を確実に実施できる能力を有する者を求めています。

1. 機関名：独立行政法人国立文化財機構

（法人の業務概要）

機構は、文化財の保存及び活用という同一の目的を有する独立行政法人国立博物館と独立行政法人文化財研究所が発展的に統合し、統一的なマネジメントの下で、文化財保護行政を総合的に支え、社会の要請に機動的・効果的に対応するため、平成 19 年 4 月に設立された独立行政法人（役職員約 390 名）であり、文化庁の政策等に基づき、日本の歴史、伝統文化の保存と継承の中心的拠点として、文化財行政の土台をしっかりと支える事業の発展と学術研究の振興を進めている。

主な業務内容は以下のとおり。

- （1）有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。
- （2）上記（1）の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及事業を行うこと。
- （3）機構が設置した博物館を文化財の保存又は活用を目的とする事業の利用に供すること。
- （4）文化財に関する調査及び研究を行うこと。
- （5）上記（4）に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- （6）文化財に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- （7）上記（1）、（2）及び（4）から（6）までの業務に関し、地方公共団体並びに博物館、文化財に関する調査及び研究を行う研究所その他これに類する施設（以下「地方公共団体等」という。）の職員に対する研究を行うこと。
- （8）上記（1）、（2）及び（4）から（6）までの業務に関し、地方公共団体等

の求めに応じて援助及び助言を行うこと。

(9) 上記(1)から(8)の業務に附帯する業務を行うこと。

(10) その他、業務に支障のない範囲内で、国際文化交流の振興を目的とする展覧会その他の催しを主催し、機構が設置した博物館をこれらの利用に供すること。

2. ポスト：理事長1ポスト 1名

(任期：令和3年4月1日～令和8年3月31日※)

※ 独立行政法人通則法第二十一条第一項等の規定に基づき、任命の日から現に主務大臣が法人に指示している中期目標の期間の末日まで。

3. 職務内容

機構の基本的な経営方針を立案し、文部科学大臣の定める中期目標及びその達成のための中期計画に基づき、以下の運営管理業務(7施設、役職員約390名)を総理するとともに、役職員の指揮監督、業務運営のマネジメント、コスト縮減のための取り組み、関係機関との調整を行う。

具体的には以下のとおり。

ア 機構の経営

文部科学大臣の認可を受けた中期計画及び文部科学大臣に届け出た年度計画に基づいて機構が行う業務全体を総理する。その際、強いリーダーシップを発揮し、経営資源の効率的な配分、国内外の社会の情勢変化に対応した弾力的かつ効果的な計画の見直しを行うとともに経営リスクの管理を行う。

イ 内部統制等

機構を代表して、適時適切な意思決定を行うとともに、外部評価委員会及び機構運営委員会を通じて、機構の経営や業務運営に関して外部有識者の意見を聴き、これを機構の運営に反映させる。

また、役職員のコンプライアンス(法令順守)の徹底を図るとともに、機構業務運営に関する内部統制機能を適切に維持する。

ウ 外部関係機関との連携

国内外の博物館、大学、研究機関、政府諸機関、民間企業、地方公共団体等の関係機関と十分に連携し、円滑な業務運営を図る。

高精細画像等を用いた文化財のレプリカやVR等の映像コンテンツの開発、文化財のデジタル資源化の推進と国内外への情報発信、地域の博物館等への所蔵品の貸与の促進により、文化財の次世代への確実な継承のみならず、文化財が持つ新たな魅力や価値を引き出し、文化財を通じた豊かな体験と学びを提供することで、「文化財活用センター」の機能を向上させ、地方創生、観光振興につながる新たな活用方策に取り組む。

さらに、自然災害によって被害を受けた文化財の保存・修復に関する専門的・技術的援助や助言に関する社会からの期待等を踏まえ、「文化財防災センター」の機能を向上させ、文化財の防災・救援のための連携・協力体制を構築し、専門的な知見から必要な支援を行うとともに、文化財防災に関する地域の専門的人材の育成を図る。

※独立行政法人国立文化財機構の組織

①東京国立博物館（東京都台東区）

我が国の人文系の総合的な博物館として、日本を中心として広くアジア諸地域にわたる文化財について、収集、保存、管理、展示、調査研究、教育普及事業等を行っている。

②京都国立博物館（京都府京都市）

京都に都が置かれた平安時代から江戸時代の京都文化を中心とした文化財について、収集、保存、管理、展示、調査研究、教育普及事業等を行っている。

③奈良国立博物館（奈良県奈良市）

仏教美術及び奈良を中心とした文化財について、収集、保存、管理、展示、調査研究、教育普及事業等を行っている。

④九州国立博物館（福岡県太宰府市）

日本とアジア諸地域との文化交流を中心とした文化財について、収集、保存、管理、展示、調査研究、教育普及事業等を行っている。

⑤東京文化財研究所（東京都台東区）

我が国の文化財の研究を基礎的なものから先端的・実践的なものまで多様な手法により行い、成果を積極的に公表・活用するとともに、世界の文化財保護に関する国際的な研究交流等を実施する国際協力の拠点としての役割を担っている。

⑥奈良文化財研究所（奈良県奈良市）

平城宮跡に隣接し、遺跡・建造物・庭園等の土地に結びついた文化財及び南都諸大寺及び近畿周辺を中心とした古社寺等における文化財の保存・活用を図るために発掘調査・研究を行うとともに、全国各地の発掘調査等に対する協力・助言等を行っている。

⑦アジア太平洋無形文化遺産研究センター（大阪府堺市）

アジア太平洋地域における危機に瀕した無形文化遺産保護のための調査活動や無形文化遺産保護の国際的動向に関する情報収集と配信を行っている。

4. 必要な資格・経験等

- ・ 原則として任期満了時点で70歳未満であること。（閣議決定に定められた要件）
- ・ 当法人が行う業務について、的確に遂行できる十分な能力を有していること。
- ・ 中立性・公平性を担保して業務を遂行できるよう、理事長在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有していること。

- ・ 有形・無形の文化財に関する知見、民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等の管理経験を有し、上記7施設（役職員約390人規模）の組織を管理する十分な能力を有していること。
- ・ 民間企業や国、外国政府の諸機関との円滑な渉外交渉や調整業務の遂行を図ることのできる十分な経験及び能力を有していること。

5. 勤務条件

- (1) 勤務形態：常勤
- (2) 勤務地：法人本部（東京都台東区上野公園13-9）（ただし、機構の施設長を兼ねる場合、奈良県、京都府等が勤務地となることがある。）
- (3) 勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし
- (4) 給与：年収約1,700万円～1,800万円（地域手当、特別手当含む）及び通勤手当
- (5) 福利厚生：国家公務員共済組合法適用〔短期給付（健康保険相当）及び長期給付（厚生年金）〕、健康診断（年1回）
- (6) 危機管理：地震等災害時には24時間体制で勤務、緊急召集の場合あり
- (7) その他：給与等の条件は変わることがある

6. 選考方法

- ・ 公募により以下のとおり選考する。
 - ① 一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書）
 - ② 二次選考（面接審査）
 - ③ 外部有識者による選考委員会の審議を経て文部科学大臣が任命

7. 応募方法

- (1) 応募書類等
 - ① 履歴書
 - ② 自己アピール文書
 - ・ A4で2枚以内。2,000字程度。
 - ・ 自身が当該ポストに適任であることを示すため、当法人の業務目的及び理事長の職務内容に照らし、いかに貢献することができるか、業務に関する知識及び経験や、業務を適正かつ効率的に運営することができる能力等について簡潔にまとめること。

※応募書類等については、一切返却しませんので予めご了承下さい。

- (2) 応募先
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省大臣官房人事課任用班任用第三係
- (3) 応募期限
令和3年2月4日（木）必着

8. 欠格事由等

独立行政法人通則法の役員欠格事由に該当する場合は、理事長になることができない。また、常勤の役員は、在任中、任命権者の承認のある場合を除いて、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事することはできない。

【参考】

○独立行政法人通則法

(役員欠格条項)

第二十二條 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

(役員兼職禁止)

第五十條の三 中期目標管理法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

9. 問合せ先

文部科学省大臣官房人事課任用班任用第三係 03-5253-4111(内線：2134)

この他、役員の職務・権限等については、独立行政法人通則法第二章の規定を御参照ください。

URL: http://www.cas.go.jp/jp/doppou_koubo/tsuusokuhou_bassui.html